

平成26年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

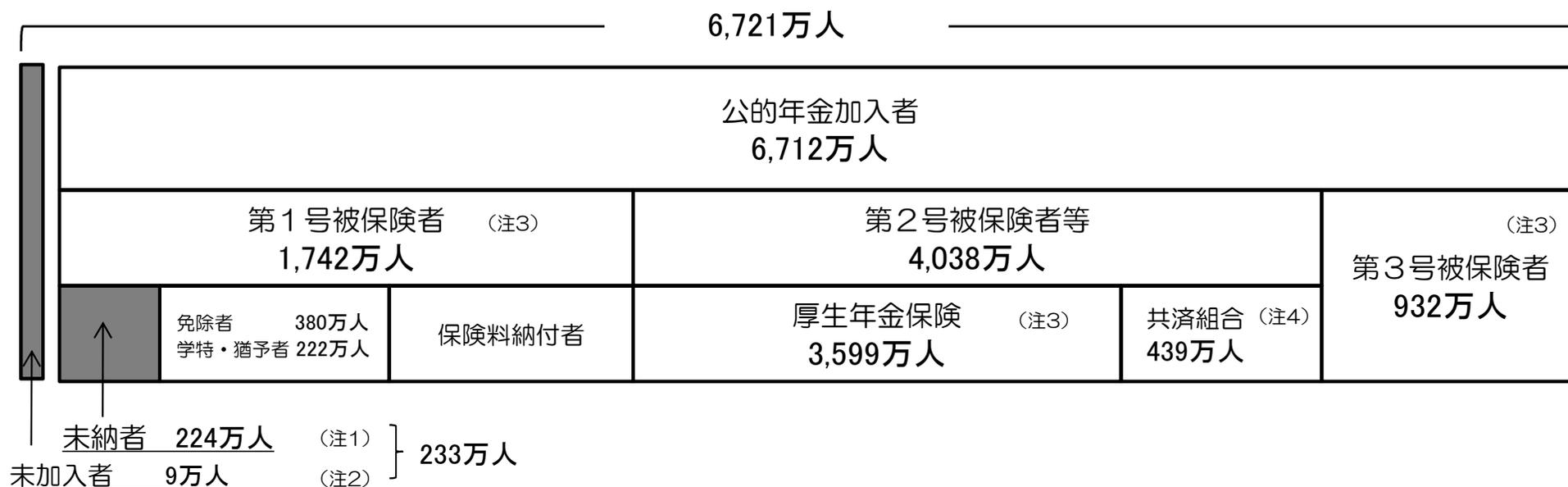
1. 平成26年度の納付状況等について	
(1) 公的年金制度全体の状況	1
(2) 国民年金保険料の納付状況	2
2. 納付率に影響を与える背景等について	
(1) 納付率に影響を与える背景・構造的な課題	6
(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化	8
(3) 未納者に対する納付督促	9
3. 平成26年度における収納対策の取組状況について	10
4. 平成27年度の収納対策について	15

1 平成26年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約97%の者が保険料を納付。(免除及び納付猶予を含む)
- 未納者(注1)は約224万人、未加入者(注2)は約9万人。(公的年金加入対象者の約3%)

《公的年金加入者の状況(平成26年度末)》



注1) 未納者とは、24か月(平成25年4月～27年3月)の保険料が未納となっている者。

2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

3) 平成27年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(24万人)が含まれている。

4) 平成26年3月末現在。

5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

6) 平成27年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成25年4月～27年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成26年度の国民年金保険料の納付率等について

①平成24年度分の最終納付率は67.8%
 (平成24年度末と比較して+ 8. 8ポイント)
 (平成26年度末時点)

②平成26年度分の現年度納付率は63.1%
 (対前年度比+2. 2ポイント)

納付率の推移

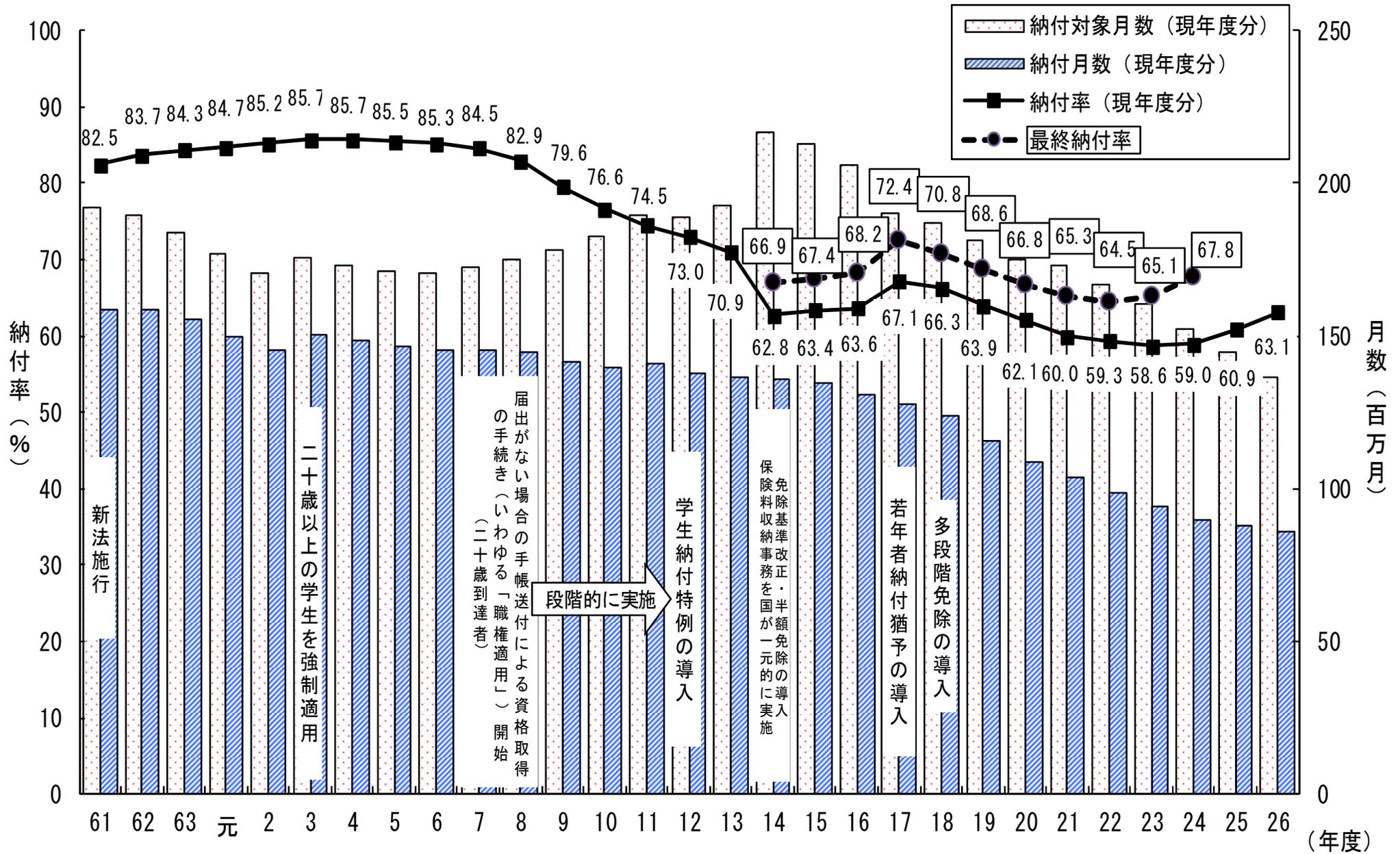
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
21年度分 保険料	60.0%	63.2%	65.3%			
22年度分 保険料		59.3%	62.2%	64.5%		
23年度分 保険料			58.6%	62.6%	65.1%	
24年度分 保険料				59.0%	63.5%	67.8%
25年度分 保険料					60.9%	67.2%
26年度分 保険料						63.1%

※ 最終納付率は、平成24年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

※ 現年度納付率（%） = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

納付率の状況

○平成24年度分（過年度2年目）の最終納付率は、67.8%。

（平成24年度末から+8.8ポイント、平成25年度末から+4.3ポイントの伸び。）

○平成25年度分（過年度1年目）の納付率は、67.2%。（平成25年度末から+6.3ポイントの伸び。）

	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
平成24年度分 （対前年度末伸び）	59.0%	63.5% （+4.5ポイント）	67.8% （+4.3ポイント）
平成25年度分 （対前年度末伸び）	—	60.9%	67.2% （+6.3ポイント）

○平成26年度分（平成26年4月分～平成27年3月分）の現年度納付率は、63.1%。（対前年度比+2.2ポイント）

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成25年度 （対前年度比）	8,817万月 （△2.1%）	14,481万月 （△5.2%）	60.9% （+1.9ポイント）
平成26年度 （対前年度比）	8,607万月 （△2.4%）	13,651万月 （△5.7%）	63.1% （+2.2ポイント）

- 現年度分保険料について、年金事務所ごとの納付率をみると、311事務所で前年度より上昇している。都道府県ごとの納付率をみると、全都道府県で前年度より上昇している。（平成25年度は311事務所、全都道府県で前年度より上昇）

日本年金機構の中期計画及び平成26年度の年度計画との関係

- 日本年金機構の第2期中期計画（平成26年4月～平成31年3月末）では、
 - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から5ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、中期目標期間中に60%台半ばを目指すこととしている。
- 平成26年度の年度計画では、
 - ・平成24年度分の最終納付率は、平成24年度の現年度納付率から少なくとも6.5ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・平成25年度分の平成26年度末における納付率は、平成25年度の現年度納付率から少なくとも4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・平成26年度分の現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、前年度実績を上回る水準を確保すること
 をそれぞれ目標とした。



- 平成24年度分の最終納付率は67.8%（平成24年度末と比較して+8.8ポイントの伸び）となり、中期計画及び年度計画の目標を達成した。
- 平成25年度分の平成26年度末における納付率は67.2%（平成25年度末と比較して+6.3ポイントの伸び）となり、中期計画及び年度計画の目標を達成した。
- 平成26年度分の現年度納付率は63.1%（対前年度比+2.2ポイント）となり、年度計画の目標を達成した。

平成26年								平成27年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
51.8% (+0.6%)	55.1% (+1.7%)	57.0% (+1.7%)	56.4% (+1.6%)	57.0% (+1.7%)	57.7% (+1.6%)	58.6% (+1.7%)	59.8% (+1.6%)	60.5% (+1.7%)	61.4% (+1.9%)	62.3% (+2.1%)	63.1% (+2.2%)

(注) () 内の数値は、対前年同月比である。

2 納付率に影響を与える背景等について

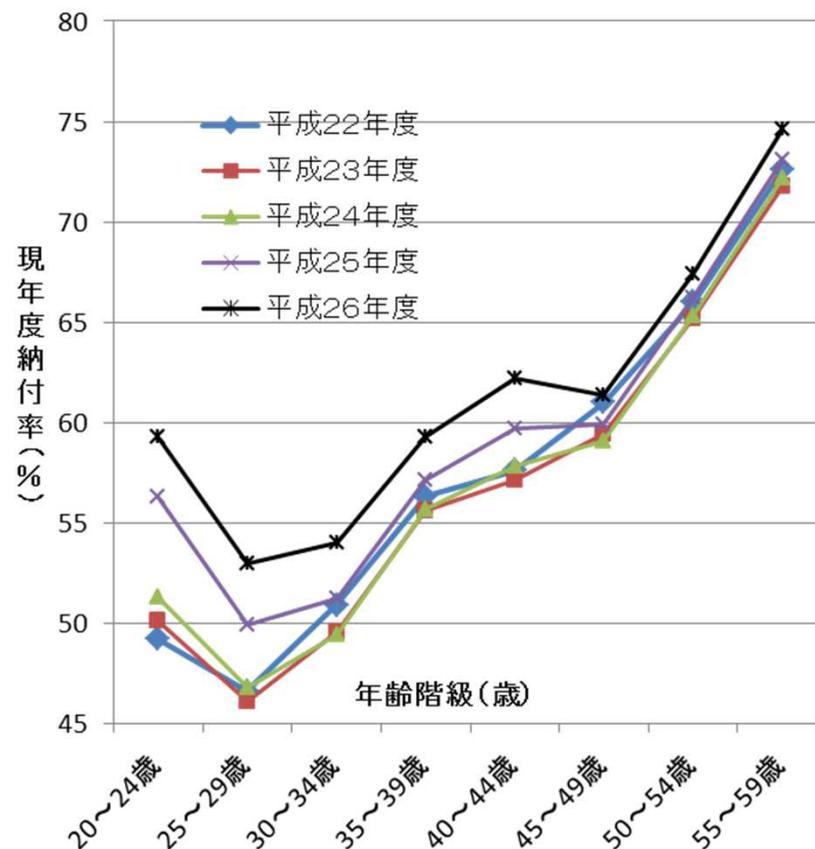
(1) 納付率に影響を与える背景・構造的な課題

- 平成22年度から平成26年度までの年齢階級別現年度納付率は下記の表のとおりとなっている。
平成26年度は、すべての年齢階級において前年度を上回っているが、特に、20歳代での伸びが大きくなっている。また、年齢階級が上がるにつれて現年度納付率が上昇していく傾向は例年と同様である。
- 現年度納付率については、平成24年度から回復の動きが見られるが、納付率に影響を与える背景は、国民年金被保険者実態調査の結果から、次のように考えられる。

- ① 第1号被保険者の就業状況
- ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
- ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位: %)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
平成22年度	49.2	46.6	50.9	56.3	57.6	61.0	66.0	72.6
平成23年度	50.1	46.1	49.6	55.6	57.1	59.4	65.2	71.8
平成24年度	51.3	46.8	49.4	55.7	57.8	59.1	65.3	72.2
平成25年度	56.3	49.9	51.2	57.1	59.7	59.9	66.2	73.1
平成26年度	59.3	53.0	54.0	59.3	62.2	61.4	67.4	74.6



<第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%
平成23年調査	14.4%	7.8%	7.7%	28.3%	38.9%	3.1%

※注1：平成17年以前の調査については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年以降の調査では含まれる。また、平成23年調査については、調査年の3月末時点の就業状況が回答されるように明記したため、単純に比較はできない。

※注2：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

※注3：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円
平成23年調査	403万円	493万円	295万円	108万円	152万円	96万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。（例…平成23年調査→平成22年の所得）

※注3：平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

<1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）>

	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受ける要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	厚生労働省・日本年金機構が信用できない（社会保険庁が信用できない）	うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	その他
平成14年調査	64.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	4.7%	18.6%
平成17年調査	65.6%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	1.1%	7.0%
平成20年調査	64.2%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	2.1%	5.7%
平成23年調査	74.1%	2.2%	1.2%	10.1%	3.2%	4.0%	5.2%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」が3.5%含まれている。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にある。
- 第1号被保険者の年齢構成に大きな変化はなく、その変化が平成26年度の現年度納付率に与えた影響は、ほとんどないと考えられる。

<年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：（上段）万人、（下段）%>

	第1号 被保険者	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45~49 歳	50~54 歳	55~59 歳	60歳以上	平均年齢 (歳)
平成24年度	1,864 100.0	374 20.1	194 10.4	185 9.9	207 11.1	222 11.9	197 10.6	193 10.3	267 14.3	25 1.3	39.3
平成25年度	1,805 100.0	365 20.2	182 10.1	179 9.9	196 10.9	221 12.2	200 11.1	189 10.5	251 13.9	22 1.2	39.3
平成26年度	1,742 100.0	360 20.7	170 9.8	169 9.7	183 10.5	213 12.2	202 11.6	189 10.8	236 13.5	20 1.1	39.3

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

(3) 未納者に対する納付督促

(詳細は資料3-1参照)

① 市場化テスト受託事業者による納付督促

- 市場化テスト受託事業者が納付督促活動によって獲得すべき保険料の達成目標の達成率は91.5%、最低水準の達成率は117.5%となり、達成目標には届かなかったものの、平成25年度(達成率87.1%)に比べ4.4ポイント改善した。

② 特別催告状による納付督促

- 保険料の長期滞納者や免除勧奨を実施しても免除申請のない者、又は強制徴収対象者の選定から除かれた者のうち効果が見込まれる者を対象として年金事務所から特別催告状を989万件(平成25年度、568万件)発送した。発送後は、市場化テスト受託事業者との連携を図り電話、訪問督促を実施した。
- その結果、現年度・過年度を合わせた納付月数764万月、免除等承認月数691万月に結びついた。

《参 考》

上記①、②を中心とした未納者に対する納付督促により、平成26年度の現年度納付率のうち、納期限後納付率が0.9ポイント上昇した。また、納期限内納付率も1.2ポイント上昇しているところであり、継続して取り組んできた特別催告状や市場化テスト受託事業者による督促により、納期限内に納付する者が増えたものと考えられる。

	平成25年度	平成26年度	前年度との差
納 付 率	60.9%	63.1%	2.2%
納期限内納付率	54.5%	55.7%	1.2%
納期限後納付率	6.4%	7.4%	0.9%

3 平成26年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料3-1参照)

市場化テスト事業

(資料3-1のp5~10参照)

- 国民年金保険料が未納となっている方に対し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して、市場化テスト受託事業者による電話や文書、戸別訪問等による納付督促や保険料収納業務等を実施した。
- 市場化テスト受託事業者との協力・連携を図るため、債権回収業務の経験を有する職員を機構本部及びブロック本部に配置し、県単位で毎月開催する市場化テスト受託事業者と年金事務所との打合せ会議に出席させ、市場化テスト受託事業者への助言・提案を継続して実施した。また、本部において四半期毎に市場化テスト受託事業者からヒアリングを行い、督促実施状況を確認するとともに、達成目標の達成に向けた指導を行った。
- 年金事務所が実施する納付書等の送付時期及び送付対象者の情報を早期に市場化テスト受託事業者に提供し、年金事務所と市場化テスト受託事業者との協力・連携を積極的に図った。
- 市場化テスト受託事業者の進捗管理や指導にあたっては、滞納者との接触状況や納付約束などの督促結果と実際の納付に結びついた月数を指標とし、目標達成に必要な督促件数の実施を徹底した。
- 平成26年10月の契約更改にあたっては、
 - ・納付督促体制の強化（夜間・休日における督促の強化、滞納者が多い地域における戸別訪問員の増員など）
 - ・訪問現場における育成指導の強化（訪問リーダーの配置を必須化）
 - ・事故の未然防止及び早期発見（品質管理責任者の配置を必須化）など受託事業における品質の管理向上を図る観点から実施要項の見直しを行った。

特別催告状による納付督促等

- 平成24年度から新たな取組として実施している特別催告状による督促を、平成26年度においては、さらに対象者を拡大して実施し、その後の年金事務所における電話督促、来所要請等、及び市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、未納者への取組については一定の向上が図られた。

	送付件数	対象月数	納付月数	免除等承認月数
平成25年度	568万件	6,339万月	370万月	410万月
平成26年度	989万件	10,074万月	764万月	691万月

免除等申請勧奨

(資料3-1のp3参照)

- 市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨(ターンアラウンド)や特別催告状による督促、及び市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、所得が低い等の事情から保険料の負担が困難な被保険者への取組については一定の向上が図られた。

	平成25年度	平成26年度	対前年度比(差)
全額免除者数等(割合※)	606万人(34.1%)	602万人(35.1%)	△4万人(+1.0ポイント)

※ 第1号被保険者数に占める全額免除者数(法定免除、申請全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予)の割合

強制徴収

(資料3-1のp4参照)

- 平成26年度の強制徴収の取組については、平成25年度において、一定の所得がありながら度重なる納付督促を行っても納付の意思がない者に対して確実に最終催告状を送付するなど取組を強化したことから、平成26年度に新たに最終催告状を送付した件数は減少したが、最終催告状を送付してもなお自主的に納付しない者については、徹底して滞納処分を行ったことにより、差押件数は前年度を大幅に上回った。

	最終催告件数	督促件数	差押件数
平成25年度	78,030件	46,274件	10,476件
平成26年度	65,654件	46,586件	14,999件
対前年度比(差)	△12,376件	312件	4,523件

その他

(資料3-1のp11参照)

- □座振替による納付については、第1号被保険者の減少により納付者数の伸びはみられなかったものの、利用率は、35.7%（対前年度比+0.1ポイント）と前年度と同程度の水準を確保した。また、クレジットカード納付者数も前年度と同程度の水準である中、コンビニエンスストア納付利用件数及び電子納付利用件数は大幅な伸びを示した。なお、電子納付利用件数については、平成26年度からゆうちょ銀行（郵便局）において、保険料収納事務を順次マルチペイメントによる処理に切り替えていることから、利用件数が増加している。

	□座振替納付者数	クレジットカード納付者数	コンビニ納付利用件数	電子納付利用件数
平成25年度	427万人	21万人	1,438万件	42万件
平成26年度	407万人	21万人	1,550万件	139万件
対前年度比	△21万人	△0.3万人	+112万件	+97万人

【総括】

国民年金保険料の主な収納対策としては、平成24年度から新たに全国的な取組として実施した特別催告状による督促を、平成26年度において、さらに対象者を拡大しつつ着実に実施するとともに、年金事務所と市場化テスト受託事業者との協力・連携の強化を図った。

平成24年度分の最終納付率は67.8%（平成24年度末比+8.8ポイント）となり、中期計画の目標（+5ポイント程度）を達成するとともに、平成26年度計画の目標（平成24年度末比少なくとも+6.5ポイント程度）も達成した。

また、現年度納付率は312年金事務所のうち311年金事務所が前年を上回る実績を確保した結果、63.1%（対前年度比+2.2ポイント）と改善した。

平成27年度は、中期目標期間中に最終納付率70%を前倒して達成することを目指し、引き続き平成26年度における取組ごとの効果測定に基づき獲得すべき納付月数や免除件数の目標を定め計画的・効率的な収納対策に取り組むこととする。また、特別催告状を中心とした納付督促を着実に実施するとともに強制徴収を強化する。

収納対策のスキーム（概念図）

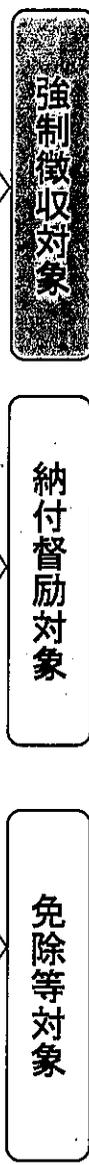
納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
 - ・ 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - ・ 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)

(口座振替率)
 24年度末 25年度末 26年度末
 35% → 36% → 36%
 451万人 427万人 407万人
- 口座振替による2年前納制度の導入 (利用件数) (H26.4~)
 26年度 29万件
- クレジットカード納付の導入 (利用状況) (H20.2~)
 24年度 25年度 26年度
 126万件 → 135万件 → 146万件
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
 (利用状況)
 24年度 25年度 26年度
 1,316万件 → 1,438万件 → 1,550万件
- インターネット納付の導入 (利用状況) (H16.4~)
 24年度 25年度 26年度
 41万件 → 42万件 → 139万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報（平成26年11月現在、全市町村の99%より提供）



納付督促の実施

文書

H24年度	4,517万件
H25年度	4,347万件
H26年度	4,546万件

電話

H24年度	5,260万件
H25年度	4,439万件
H26年度	4,262万件

戸別訪問（面談）

H24年度	576万件
H25年度	757万件
H26年度	795万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	24年度	25年度	26年度
最終催告状	68,974件	78,030件	65,654件
督促状	34,046件	46,274件	46,586件
財産差押	6,208件	10,476件	14,999件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
 ・督促状、財産差押の件数は、平成27年3月末現在

・質の向上
 ・効率化

○市場化テストによる外部委託（H17.10~）

(実施対象事務所数)	(督促件数)
H20年度 185か所	H20年度 1,669万件
H21年度 312か所	H21年度 2,431万件
H22年度 312か所	H22年度 3,436万件
H23年度 312か所	H23年度 5,227万件
H24年度 312か所	H24年度 6,500万件
H25年度 312か所	H25年度 6,254万件
H26年度 312か所	H26年度 6,131万件

免除等の周知・勧奨

年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)

- 免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
 - 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
 - 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4~)
 - 免除の遡及期間の見直し (H26.4~)
 - 申請免除の簡素化 (①継続意思確認H17.7~、②申請免除手続きの簡素化H21.10~、③所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10~)
 - 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

普及・啓発活動等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

4 平成27年度の収納対策について

平成27年度の収納対策の主な内容

① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

<計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定>

- 国民年金保険料収納対策を平成27年度計画の重点事項として位置づけ、機構全体、ブロック本部及び各年金事務所において行動計画を策定し、計画的・効果的な収納対策に取り組む。

<未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化>

- 一定の所得があり、保険料免除や若年者納付猶予、学生納付特例の対象とはならない者であって、保険料を長期間滞納している者について、強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。
- 所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や若年者納付猶予、学生納付特例の対象となりうる者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている者について、免除制度等の周知や申請の案内を行う。
- 年金事務所において必ず実施する取り組みを具体的に定め推進するとともに、若年者層の納付督促の強化を図るため、属性ごとのきめ細やかな取組を実施する。

<進捗管理の強化>

- 本部、ブロック本部、年金事務所の役割と体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。
- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を週次で管理し、隔月でブロック本部長が出席する国民年金収納対策会議を開催するほか、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催する。また、必要に応じて国民年金担当グループ長会議を開催する。
- 納付率の向上や強制徴収の強化が見込まれ、機構全体の目標達成に大きな影響を与えると考えられる年金事務所を「国民年金保険料収納対策重点支援年金事務所」に指定し、ブロック本部の協力を得て指導を徹底する。（平成26年度は、国民年金保険料収納対策が低調な事務所を「国民年金保険料収納対策強化指定事務所」として30年金事務所を指定）

② 市場化テスト受託事業者との協力・連携

<受託事業者に対する進捗管理>

- 受託事業者ごとに督励実施状況等の分析及び進捗管理を徹底する。
- 機構本部において受託事業者とのヒアリングを四半期毎に開催し、ブロック本部からの報告等に基づく助言・提案・指導を実施する。
- ブロック本部は、各県単位で開催する受託事業者と各年金事務所との月例打合せ会議のほか年金事務所単位の打合せなどにも積極的に出席し、督励実績等の確認を行い、進捗管理を徹底するとともに、必要な助言・提案・指導を行う。

<受託事業者との協力・連携体制の強化>

- 受託事業者に対する情報（特別催告状、納付書及びターンアラウンドによる免除申請書の送付対象者並びにその送付時期等）提供の早期化や、各年金事務所の好取組事例を情報提供するなど、協力・連携の強化を図る。

<平成27年5月開始事業における実施要項の主な改善点>

- 納付率の改善が急務である大都市圏においては、納付督励、免除等勧奨を強化するため、現年度納付率が全国平均以下、かつ滞納者数が30万人以上の都府県を対象に、都府県単位で滞納者1.0万人に1名の割合になるよう戸別訪問員を重点配置する。（他は1.5万人に1人の割合）
- 平日の夜間帯（午後6時以降午後9時まで）、土曜日、日曜日及び祝祭日に実施する督励は、他の時間帯や曜日に比べ接触率が良好であるため、上記時間帯における督励を必須とする。
- 戸別訪問員の育成・指導を担当する訪問リーダーの配置を必須とする。
- 事故防止と業務品質の管理、向上を担当する品質管理責任者の配置を必須とする。
- 受託事業者との連携を強化し、効果的な督励を行うため、年金事務所ごとの打合せを可能な限り実施する。

③ 強制徴収の取組強化

<強制徴収の着実な実施及び管理>

- 最終催告状の送付から差押えの実施までの一連の手続きへの早期着手により、最終催告状の送付から1年以内に完結させるサイクルを確立し、最終催告状を送付したすべての者の完納を目指す。
また、強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について滞納処分を実施する。特に、控除後所得400万円以上かつ未納月数7月以上の滞納者に督促を実施する。

<強制徴収実績の定期的な公表>

- 強制徴収の実施状況を定期的に公表することにより、保険料納付意識の醸成を図る。
また、強制徴収に集中的に取り組む期間を設けて、その取組と結果については全国及び都道府県単位でのきめ細かな広報を実施する。

<強制徴収担当職員のスキルアップ>

- 強制徴収担当職員のスキルアップを図るため、本部による集合研修(※)を引き続き実施するとともに、徴収ノウハウや好取組事例について積極的に共有を図る。
(※) 平成27年6月から平成28年2月の間に400人規模で開催。(平成26年度の受講者は約400人)

<国税庁への委任>

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。
平成27年3月末現在、国税庁委任の形式的要件(注)を満たす滞納者については、年金事務所による取組により、約6割が納付済、約2割が差押済、残りの約2割が引き続き取組中となっている。なお、納付済のうち約3割弱は、国税庁への委任の対象となる可能性を説明したことにより納付に至ったものである。
(注) 納付義務者の前年所得1,000万円以上、滞納月数24月以上。

④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号被保険者からの移行者）へのアプローチ強化

＜「届出によらない資格取得手続き」の確実な実施＞

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（又は第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行うとともに、届出がない場合の資格取得の手続きを確実に実施する。

＜適用体制の強化＞

- 特定業務契約職員による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、本人から資格取得の届出がなかった者）に対する働きかけを更に強化する。

⑤ 口座振替制度の推進等

＜口座振替制度の利用促進＞

- 口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、口座振替制度の利用促進を図る。
- 金融機関等に対して、口座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

＜口座振替不能者へのフォローアップの強化＞

- 口座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

⑥ 公的年金制度の普及・啓発

<公的年金制度の理解を図るための活動>

- 政府広報や市（区）町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開するほか、日本年金機構ホームページによる広報を行う。特に、11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」とし、普及・啓発活動に加え出張相談等を集中的に開催する。

<地域における年金運営の展開に関する事業>

- 地域の関係団体と連携し、年金制度への理解を進め、若年者層の保険料納付の促進や年金手続きの円滑化につながる事業を展開する。
 - ・ 高校、大学及び専門学校向け説明会を中心に実施。
 - ・ 「わたしと年金」エッセイの募集。
- 厚生労働省において、大学、短期大学、専門学校等の学生を対象に、わかりやすい動画を活用した年金説明会を実施する。

<若年者に対する周知・広報>

- 大学構内における相談会の開催、卒業生への周知について大学等への協力依頼を行うなど、学生納付特例・若年者納付猶予の周知を行う。

<パンフレット等の内容の見直し>

- 公的年金制度の仕組みや届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレットや通知文書の内容の見直しを行う。

⑦ 関係機関との協力連携

<市（区）町村への協力依頼>

- 所得情報の提供、市（区）町村の窓口や広報誌、ホームページにおける制度周知を依頼する。
また、第1号被保険者資格取得届時における口座振替案内についての協力を依頼する。

<ハローワークとの連携強化>

- 雇用保険受給者初回説明会等を利用した免除制度の周知等について協力を依頼する。

⑧ 更なる検討

○「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」（報告書）
（平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム）に基づき、次の取組を進める。

1. 今年度から、督促対象者を段階的に拡大していき、平成30年度を目途に、免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得者を除いたすべての滞納者への督促の実現を目指す。
2. インターネット上でのクレジットカードによる納付を可能とする。
3. 悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度を推進する。
4. 若者に重点を置いた広報活動を強化する。特に、若者を中心に年金制度への理解を促進するため、スマートフォンで年金見込額や手続等の年金情報が手軽に入手できる年金アプリを開発する。